

第 191 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和 2 年 2 月 3 日 (月)
午後 2 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分
場 所 ホテルプラザ菜の花 3 階「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1 . 開 会	1
2 . 都市整備局長挨拶	1
3 . 定足数の報告	1
4 . 議長の指定	1
5 . 議事録署名人の指名	1
6 . 非公開議案等の審査	2
7 . 議案審議	3
第 1 号議案 第 2 号議案 第 3 号議案 第 4 号議案	
第 5 号議案 第 6 号議案 第 7 号議案 (一括審議)	3
第 8 号議案	1 2
第 9 号議案	1 3
8 . 閉 会	1 5

第 1 9 1 回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

令和 2 年 2 月 3 日 (月)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 議長の指定
- 5 議事録署名人の指名
- 6 非公開議案等の審査
- 7 議案審議
第 1 号議案 ~ 第 9 号議案
- 8 閉 会

第191回千葉県都市計画審議会
 令和2年2月3日（月曜日）
 於・ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」
 午後2：30～午後3：30
 出席委員 21名

第191回千葉県都市計画審議会出席委員

（順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画・土木
	根上彰生	都市計画
	鎌野邦樹	法律
	青柳俊一	経済
	橋本都子	建築
	鶴岡宏祥	農業
	福士正直	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	田中幸太郎	千葉県議会議員
	守屋貴子	千葉県議会議員
	鈴木陽介	千葉県議会議員
	横山秀明	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	北村信 （代理・本間幸一）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	幸田淳 （代理・西村裕二）	農林水産省関東農政局長 農村振興部地方参事官）
	向野陽一郎 （代理・高斉正樹）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局企画調査課統括係長）
	石原康弘 （代理・上田信也）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長）
	早川治 （代理・植竹昌人）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長）
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の 議長を代表 する者		

第 1 9 1 回 千葉県都市計画審議会議題

令和 2 年 2 月 3 日提出

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 2 号議案 | 下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 3 号議案 | 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 4 号議案 | 多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 5 号議案 | 芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 6 号議案 | 横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 7 号議案 | さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 8 号議案 | 袖ヶ浦都市計画区域区分の変更について |
| 第 9 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市川市）について |

1．開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第191回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2．都市整備局長挨拶

司 会 はじめに保坂都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の保坂でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを本審議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より県政に多大なるご支援・ご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

本日の審議会は本年度3回目となります。

議案といたしましては、成田空港の機能強化に伴う航空機騒音障害防止地区の変更や袖ヶ浦市の区域区分の変更など都市計画に係る8議案、それから建築基準法の産業廃棄物処理施設関連1議案、合わせて計9議案となっております。議案等の内容については後ほど担当課長などから説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。

よろしく願います。

3．定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 事務局より報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数27名のうち現在のところ21名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

以上です。

4．議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、屋井会長、よろしく願います。

会 長 皆さん、こんにちは。今年もまたよろしく願います。

5．議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指

名させていただきます。

福 士 委 員

横 山 委 員

よろしく申し上げます。

6 . 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、航空機騒音障害防止地区及び同特別地区の変更が7議案、区域区分の変更が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案の計9議案になります。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局からの提案はいかがでしょうか。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則、公開でご審議いただきたいと考えております。

今回の第2号議案及び第5号議案に関する意見書の要旨には、意見書提出者の氏名が含まれております。

説明にあたり、議案説明者は、公開の場であることを踏まえ、個人情報に該当する部分の説明について、記号や黒塗りなどにより工夫して説明を行うこととします。

また、傍聴者及び報道関係者に配布する議案書は、赤枠で囲まれた個人情報に該当する部分を黒塗りとしたします。

さらに、委員の皆様におかれましても、審議の際、個人情報の取り扱いにご配慮いただきたいと考えております。

以上の取り扱いにより、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する「非公開案件はない」として、公開で開催することでいかがでしょうか。

会 長 というご説明でありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

次に、本審議会の傍聴人について確認です。

審議会の傍聴人はおられますか。

事務局 本日は、傍聴人は15名の方がお越しになっております。

会 長 それでは傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 続いて、報道関係者の方はいらっしゃいますか。いるようでしたら、入場させてください。

(報道関係者 入場)

会 長 報道関係の方々につきましては、審議開始前に限り撮影等が可能ですので、ただいまから写真撮影などを許可しますので、お願いいたします。

(報道関係者 写真撮影)

会 長 それでは、写真撮影の終了をお願いいたします。

議事に入る前に、傍聴人の皆様へ傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「注意事項」を読んでいただき、その内容をお守りください。

7. 議案審議

会長 本日も審議いただく案件は9件ですが、重要な案件ですので、十分ご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案説明を簡潔にお願いいたします。

第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
第5号議案	第6号議案	第7号議案	(一括審議)

会長 それでは、

第1号議案 成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第2号議案 下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第3号議案 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第4号議案 多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第5号議案 芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第6号議案 横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第7号議案 さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について

これらの議案は、いずれもそれぞれの都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更に関連する議案ですので、一括審議とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案から第7号議案について一括して説明いたします。

まず、議案書と別に綴じられている議案関係資料1ページのA3判の資料、またはスクリーンをご覧ください。

図面の中央が成田空港になります。

今回の都市計画変更ですが、平成30年3月に、国、県、関係市町、空港会社からなる四者協議会において、空港の発着容量を年間50万回とする機能強化について合意されたことを受け、航空機騒音の区域が拡大することから、外側の赤線で示している航空機騒音

障害防止地区と、その内側のハッチの部分の航空機騒音障害防止特別地区を変更するものです。

変更する区域については、七つの都市計画区域にわたっていることから、議案書では都市計画区域ごとに七つの議案に分かれておりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

はじめに、機能強化の概要、これらの地区の法律上の位置づけ、住民説明の状況、区域設定の考え方について説明いたします。

機能強化については、年間発着枠を 30 万回から 50 万回へ拡大することを目的として、新たな滑走路の増設や、B 滑走路の 1,000m 延伸、夜間飛行制限の変更などが環境対策と合わせて合意されております。

続きまして、法律上の位置づけについて説明いたします。

議案関係資料の 2 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

今回変更する防止地区等については、「特定空港周辺航空機騒音特別措置法」、通称「騒特法」により、騒音障害を未然に防止することを目的に設定されております。

この騒特法では、まずはじめに「航空機騒音対策基本方針」を定め、防止地区及び防止特別地区とすべき地域を設定し、同様の区域を都市計画において定めることとされております。

この都市計画決定により、防止地区では、新たに住宅を建築する場合の防音構造の義務づけや、防止特別地区での新たな住宅建築の禁止や、既存住宅の移転補償などが措置されることとなります。

今回の都市計画手続きは、平成 30 年 12 月に「基本方針」が変更され、騒音区域が変更されたことから、その内容に合わせて都市計画を変更しようとするものです。

次に、基本方針の変更にあたりましては住民の方への説明会を開催しておりますので、その状況について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

基本方針の変更にあたりましては、表で示したとおり、関係する 5 市町において、国、県、空港会社により合計 200 回を超える住民説明会を開催してまいりました。

1 回目の説明会では、機能強化の内容や夜間飛行制限の緩和策、騒音コンターの提示などを行い、2 回目の説明会では、住民意見を反映させ、夜間飛行制限の見直し案や修正した騒音コンターを再提示すると同時に、防止特別地区のエリア設定とその考え方を提示し、区域ごとに具体的な図面を示しながら説明を行ってまいりました。

次に、区域の設定の考え方について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

騒特法の規定により、防止地区については、外側の青線で示された航空機の騒音レベルの単位であるエルデン (Lden) が 62dB のラインを区域界としております。

その内側の青く塗られた部分が防止地区となります。

次に、防止特別地区については、内側の赤線で示された 66dB のラインを基準としていますが、地区の指定により住宅の移転補償が措置されることから、既存集落が分断され、コミュニティの維持が困難となるような場合は、法令の範囲内である 62dB のラインまでを区域として取り込んでおります。

なお、この区域設定は、平成6年の成田空港問題円卓会議における合意事項に基づいたものとなります。

次に、防止特別地区の既存集落の捉え方について、今回変更しておりますので説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

防止特別地区の設定に関しては、これまでは土地利用を規制する騒特法の趣旨に鑑み、集落の捉え方を左側の黒点線で示された最小単位である「組」や「班」としてきたところです。しかしながら、地域の皆様からの要望や人口減少、高齢化により、地域活動の担い手が減少するなどの社会情勢の変化を踏まえ、集落の捉え方を右側の黒い太線で示した「区」などの大きな単位に変更し、法令上できる限りの対応として、62dBのラインまで最大限拡大する設定をしております。

関係資料の1ページの資料、またはスクリーンをご覧ください。

青く塗られた部分が、今回、防止地区を拡大する範囲です。赤く塗られた部分は、今回、防止特別地区を拡大する区域であり、その外側にヒゲのようにしみ出しているところが、既存集落に属する住宅を取り込んだ区域となります。

また、黄色で塗られた部分は、増設する滑走路に必要な用地であり、防止地区及び防止特別地区から除外するエリアとなります。

続きまして、それぞれの地区の面積について説明いたします。

議案関係資料の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

防止地区については全体で約1,761ha増加し、防止特別地区については全体で約853haの増加となります。

都市計画区域ごとに見ますと、新たに滑走路が増設されることにより、横芝光都市計画と多古都市計画で面積が大きくなっております。

また、芝山都市計画で変更後の面積が減少しているのは、空港敷地が増加したことによるものです。

続きまして、本議案については意見書の提出がございましたので、その内容について説明いたします。

8月20日から9月3日までの2週間、縦覧に供したところ、第2号議案の下総都市計画に対して1名、第5号議案の芝山都市計画に対して8名、合計9名の方から意見書の提出がございました。

それぞれの意見書の要旨は議案書に記載しておりますが、意見書の要旨と県の考え方について、お手元にあるA4横の当日配付資料にて説明いたします。

説明にあたりましては、都市計画に関する部分を中心とさせていただき、また、重複する部分については一部省略させていただきます。

まず、下総都市計画に対する意見書と県の考え方について説明いたします。

配付資料の1ページ、またはスクリーンをご覧ください。

意見書の要旨としては、

66と62dBのコンターの間にある同一地域の集落間において不平等が拡大している。

今後予測される騒音レベルはほぼ同じにもかかわらず、防止特別地区になるかならないかというような大きな差異を生じさせたことは、大変遺憾である。

今回の都市計画案を再考していただきたい。

とのご意見でした。

この意見に対する県の考え方ですが、今回の都市計画変更は、「基本方針」に基づき変更するものであり、基本方針の策定にあたっては、関係市町で200回を超える住民説明会が実施されており、地域住民の声を可能な限り反映してきました。

区域設定にあつては、地域の要望を踏まえ、集落の捉え方を「区」などのより大きな単位に変更することとし、法令上できる限りの対応をしております。

次に、芝山都市計画に対する意見書と、それに対する県の考え方について説明いたします。

配付資料の1ページ、またはスクリーンをご覧ください。

ご意見をいただいた内容は、「騒音増大に対する懸念について」「健康被害に対する懸念について」「地区の分断について」「騒音区域の決定プロセスについて」に関する四つの内容であったことから、それぞれ項目分けをし、説明させていただきます。

まず一つ目として、「騒音増大に対する懸念について」、2名の方から意見をいただいております。

配付資料の2ページ、またはスクリーンをご覧ください。

1人目の方の意見書の要旨としては、

成田空港ではA滑走路、B滑走路とあるが、C滑走路もできるとなれば相当うるさく響くと思う。住民のことを考えているのか。

とのご意見でした。

次に、2人目の方の意見書の要旨としては、

谷間地区では、10月から時間延長となり音がうるさくなる。睡眠時間も少なくなる。

住みやすい町にするためには、にぎやかな町にする必要がある。

騒音の町には人は寄ってこないの、これ以上つくらないでほしい。時間を増やさないでほしい。C滑走路の工事もやらないでほしい。

とのご意見でした。

以上2名の方からの意見に対する県の考え方ですが、騒音への環境対策については、地域の声を踏まえ、ペアガラス助成などの防音工事の施工内容の改善や、防止地区といわゆる谷間地域において、寝室の内窓設置をはじめとする措置が講じられることとなっております。

また、地域振興については、現在、「(仮称)実施プラン」を策定しているところですが、都市計画としても、必要に応じて都市計画区域マスタープランに反映させるなど、地域振興が進むよう努めてまいります。

次に、「健康被害に対する懸念について」、2名の方から意見をいただいております。

配付資料の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

1人目の方の意見書の要旨としては、

世界保健機構が、一日の平均騒音が45dBを超えると健康が守られないという環境騒音ガイドラインを発表しており、この数値は町のほぼ全域で計測できる値である。ロンドン大学の教授は、日中の騒音が平均で63dBを超えるような激しい騒音の地区

では、脳卒中や心臓のリスクが約2割高くなるという調査報告を出している。

国内外の研究者が揃って騒音と疾患の定義づけを公表しているが、それらを町は無視して、騒音を町民に浴びせるつもりなのか。

健康を害さないという科学的根拠をハッキリ説明してから進めるべき。騒音下住民の健康も担保できないのであれば、機能強化を白紙撤回するよう強く求める。

とのご意見でした。

次に、2人目の方の意見書の要旨としては、

これ以上の騒音はやめて欲しい。今以上夜遅くまで飛ばれては身体に悪影響が出る。住民の身になってもっと考えてほしい。

とのご意見でした。

以上2名の方からの意見に対する県の考え方ですが、深夜・早朝の航空機騒音による健康への影響については、空港会社が設置した外部委員会で、その内容を審議したうえで、健康影響調査を実施することとしております。

また、騒音対策については、先ほど説明しましたとおり、防音工事の改善や寝室の内窓設置をはじめとする措置が講じられることとなっております。

次に、三つ目として「地区の分断について」、2名の方から意見をいただいております。配付資料の4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

1人目の方の意見書の要旨としては、

殿部田を分断するようなコンターには納得できない。エルデン62の線をはさむ両側の家に落ちる騒音に何か変わりがあるのか。心のこもったコンターの引き直しを要望する。

とのご意見でした。

次に、2人目の方の意見書の要旨としては、

殿部田地区全体が移転補償の権利を平等に得られるようにしていただきたい。

とのご意見でした。

以上2名の方からの意見に対する県の考え方ですが、移転対象となる防止特別地区は、法令により66dBのコンターを基準に設定することとされております。防止特別地区の区域の集落の捉え方について、一体性に配慮すべきとの地域からのご要望を踏まえ、法令上できる限りの対応をしております。しかしながら、防止特別地区については、法令上、防止地区の範囲内で設定することとなるため、62dBのコンター内での設定となります。

最後に、四つ目として「騒音区域の決定プロセスについて」、2名の方から意見をいただいております。

配付資料の5ページ、またはスクリーンをご覧ください。

1人目の方の意見書の要旨としては、

住民を無視して強権的に作り上げた成田空港であり、結論ありきで何も誠実に答えをもらっていない。

内陸空港の絶対矛盾を住民に押しつける都市計画に反対する。

とのご意見でした。

以上1名の方からの意見に対する県の考え方ですが、今回の都市計画変更は「基本方針」に基づき変更するものであり、基本方針の策定にあたっては、関係市町で200回を超え

る住民説明会が実施されており、地域住民の声を可能な限り反映して策定されております。次に、2人目の方の意見書の要旨としては、

殿部田地区での説明会より防止地区の範囲が小さくなっている。「地域の分断は絶対に許さない」という区の要望は無視ということか。

とのご意見でした。

以上1名の方からの意見に対する県の考え方ですが、平成30年2月12日の殿部田地区で行われた「成田空港機能強化案に関する住民説明会」で示された62dBのラインと今回の都市計画案の防止地区のラインは同じものとなっております。

以上が、意見書の要旨と、これに対する県の考え方となりますが、地区の分断については法令上可能な限りの対応をしており、また、今回の都市計画案は、既に変更された基本方針と同一の区域であることから、変更する必要はないと考えます。

なお、ただいま説明した騒音対策や健康への影響に対する対応については、四者協議会による「確認書」において引き続き取り組んでいくことで合意していることを申し添えます。

以上で第1号議案から第7号議案までの説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま、第1号議案から第7号議案について説明が終わったわけですが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 　説明いただいたのですが、基本的に三つの点でお伺いしたいと思います。

一つは、住民の納得と理解が得られているのかどうか。今、意見書に関する説明はいただきました。同時に、200回に及ぶ説明会を行ってきたということですが、その説明会の中で出された住民の皆さんからの意見の主なものについて紹介してほしいということと、何をもって、住民の理解が得られた、可能な限り住民の皆さんの意見を反映したというふうに規定をしたのか、示していただきたい。

2点目は、横芝光町についてですが、今度のコンターの拡大によって町の中心部がすっぽりエルデン62のエリアに入ってしまう。説明していただいた資料をもとに、防止地区の面積が1,170haに拡大する。町の面積は6,710haですから、17.4%が騒音防止地区に入ります。そのうち住んでいる方の戸数はどうかというと、防止地区が1,320戸、特別地区が120戸、計1,440戸で、町の世帯数が9,714ですから、14.7%の住民の方々が騒音のもとにさらされるエリアに指定される。影響はこれだけに止まらないということです。Cランの建設によって引かれるコンターの拡大とあわせて、今のAランの防止地区のエリア、この谷間に住んでいる方々を含めると、騒音の被害を受ける世帯数はどの程度と見ているのか、お示しいただきたいと思います。

大きな三つ目は、健康調査の問題ですが、平成27年に健康影響調査を行っています。その調査結果、中心点についてお示しいただければと思います。

以上3点です。

事務局 　まず1点目ですが、住民説明会での主な意見ですが、夜間飛行制限の緩和に対する健康被害への懸念であったり、移転補償の対象区域の拡大、また具体的な地域振興策の提示、防音工事の充実、落下物への対策、そういったことご意見がございました。

次に、合意の根拠です。今回の都市計画変更ですが、先ほど説明したとおり、「航空機

騒音対策基本方針」に基づくものということで、この基本方針の策定にあたりましては、住民説明会の開催により意見をお伺いし、防止特別地区に関わる集落の捉え方を変更するなど、住民意見を反映しているものです。また、地元の声を踏まえて提示された環境対策等が各市町の議会で説明され、今回のさらなる機能強化策を受け入れることとして四者の合意がなされたものです。こういったことを受けて、現在、都市計画の手続きを進めているところです。

続きまして、横芝光町。戸数のほうは後にさせていただきます。横芝光町の住民生活が成り立つのかといった質問だったと思います。

今回の機能強化により横芝光町における防音地区のエリアが拡大することとなりますが、今回の合意では、防音工事の施工内容の改善や、防音工事のエリアの拡大など、騒音対策の充実を図ることとしています。また、町では、今後のまちづくりや土地利用の方針として、都市計画マスタープランを見直すことにより検討することとしております。その後、用途地域等の個別の都市計画の変更を行うようにしておりますので、県としても、今後の町のまちづくりが進むよう協力してまいりたいと考えています。

事務局 健康影響調査の関係について答えさせていただきます。調査結果はどうだったのかというお尋ねでございました。

成田空港では、平成 25 年 3 月に国、県、空港周辺市町、空港会社間で締結した「夜間飛行制限の弾力的運用の実施に関する確認書」に基づいて、騒音地域住民の健康影響調査を実施しております。こちらの調査結果については、平成 27 年 6 月に、航空機騒音の会話妨害などの感覚的影響や、睡眠、精神面への影響が指摘されたものの、健康影響の関連の有無を確認するまでには至らなかったと公表されたところです。

以上です。

事務局 ご質問は谷間地区の騒音の戸数ということでしたが、今回の変更により、防止特別地区について新たに増加した戸数が 1,078 戸、防止地区については新たに約 1,560 戸が増加したところです。

委員 1 番目の住民の納得と理解の問題で、説明会で住民の不安の声が出されたというお話だったのですが、概要を示したペーパーをいただきました。やっぱり、夜間の飛行制限緩和に対する不安の声がかなり多く出されています。C 滑走路の新設でコンターのエリアが延びる成田と横芝光町を抽出してみると、こういう声が出されています。「谷間は睡眠時間が 4 時間半しか確保できない。これはさらなる機能強化で示された内容です。こんな睡眠時間で人間の健康が保たれるのか。夜間飛行制限の緩和は開港時の約束が守られていない。運用時間 23 時までというのは守ってほしい」、これは成田です。横芝光町は、「6 時から 23 時の運用時間を守った上で機能強化を考えてもらいたい」「人口を減らさない方策を講じてもらいたい」「騒音があったら、子育て環境の整備なんてできない」「スライド運用はごまかし」「航空機の運用時間に合わせて生活しているのではない」、こういうのですが、これはどう見ても、説明会において出された声というのは、住民の合意が得られていないというふうに思うのですが、その辺のところはどういうふうに理解をしたのか。

もう一つは、騒特法の第 1 条の「目的」のところでは、騒音によって生じる障害を防止するのが目的だとされている。騒音によって生じる障害、これを受けるのはその騒音下の住民ですよ。その住民の声を尊重するというのが法第 1 条の趣旨ではないか。その辺をど

う理解しているのか、お答えください。

それから横芝光町ですが、新たに 1,078 戸、1,560 戸という話がありました。町の側の話では、谷間も含めて今度コンターが拡大されることによって総数で 3,500 戸から 4,000 戸というふうに議会などでも出されているのです。そうすると、世帯数が 9,714 ですから、4 割近くが騒音にさらされる地域になるのです。これでは本当に「地域づくりは空港づくり、地域との共生」などと言えるのかどうか。地方自治体の機能が喪失するような事態になってしまうのではないか。その辺をどう見ていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから健康被害の問題ですが、この調査結果を読ませていただきました。感覚的影響では、アノイアンス（うるささ）と生活妨害等の感覚的な影響は強い正の関連性が示される。音が大きくなることによってうるささも生活妨害の度合いも上がっていくというのが調査結果です。睡眠への影響はどうかというと、音の量と睡眠への影響というのは、弱いけれども正の関連性が示される。睡眠障害を起こす音の量との関係で示されているのです。明らかに健康に障害が出てくる。しかも強調したいのは、一時的な問題ではないのですよ、これは。そこにずっと住み続ける、そこで生活を続けると将来にわたってどんな健康上の問題が出てくるのか、その辺をどう推察されているのか、お示しいただければと思います。

事務局 まず 1 点目ですが、夜間飛行制限の緩和の関係です。夜間飛行制限は、従来の取り決めについては県においても大変重いものであると認識しております。夜間飛行制限の変更については、地元市長、町長とともに 2 度にわたり国、空港会社に要請を行いました。その結果、空港会社から、騒音下住民の生活環境の保全に配慮し、C 滑走路供用開始後も現行と同じ 7 時間の静穏時間を確保する最終案が提示され、四者協議会において合意したところです。

2 点目、両方の滑走路に挟まれた谷間地域については 4 時間半しか睡眠時間が確保できないというお話でした。これにつきましては、滑走路ごとには静穏時間を 7 時間確保しているところですが、確かに谷間は両方から音が聞こえるという要素がございます。空港会社では、県や地元市町の要請を受けて、谷間地域においても騒防法による防音対策エリアとすること、深夜・早朝対策として寝室への内窓設置等の対象範囲とすることなど安眠確保のための最終案を提示し、四者協議会において合意したところです。

3 点目、横芝の騒音被害についてどう考えているのかという部分です。先ほど全体の防止地区、防止特別地区の話がございましたが、騒特法ではなくて、国のほうで環境対策エリアを設定する騒防法の 1 種区域として横芝光町の 3,540 戸が対象となっております。そちらのほうにおいて騒音対策の防音工事が行われる予定です。

健康影響調査の関係ですが、前回の調査結果について先ほど申し上げましたけれども、今回の 50 万回に向けての機能強化の合意の際にも、機能強化に合わせて健康影響調査を実施していくこととなっております。現在、空港会社において健康影響調査の委員会を設置して審議が始まっているというか、何回か委員会が行われているということです。本格的な調査は来年度行われる予定となっております。

以上です。

委員 このコンターの拡大とか大元になっているのは、N A A から示されたさらなる機能強

化を四者で合意したというところが出発点になっていて、一つはC滑走路の新設とB滑走路の1,000m延伸、発着回数を30万回から50万回に引き上げる、もう一つは時間制限を撤廃する、そしてスライド運用をする、ということだと思っております。現実には、もう既に10月からA滑走路については24時までの飛行が可能になっていますね。深夜の0時から0時半までは、これはカーフェューですから時間制限をするというふうになっているのですが、そこで最後に伺いたいのは、なぜ成田だけなのかということ。国内の国際線のエリア、内陸空港で深夜に飛行機を飛ばしている空港はほかにありますか。

今朝の新聞、テレビで大々的に報道されていました。羽田空港の新ルートの飛行実験が行われたということなんですよ。南風のあるときにはいわゆる都心の上空ルートを使いますと。しかし、新聞報道でもテレビの報道でも、その時間帯は午後3時から7時までです。大阪空港も、国際線は関空に移っていますが、21時まででしょう、飛んでいるのが。なぜ成田だけ、深夜、住宅の上を飛行機が飛ばなくちゃいけないのか。その辺についてはどういうふうに説明されるのか、住民にどう説明をしているのか、お答えいただきたいと思っております。

事務局 国内で国際線が多く乗り入れている空港のうち、近年、近距離国際線が大幅に増加している福岡空港を除いた5空港で24時間の運用となっております。今回の夜間飛行制限の変更は、内窓等の追加の環境対策を含めて実施しておりまして、A滑走路の夜間飛行時間の延長は昨年10月から行われておりますが、その1年前の10月1日から内窓が申請があれば設置できる体制は整えているところでございます。

以上です。

委員 もう1点、質問ではないですが。

五つの空港については24時間運用と言われました。私は「内陸空港で」というふうに言ったのですが。内陸空港で住宅の上を飛ばなければならぬ、夜間飛ばしているのは、ほかにあるのか。例えば羽田も発着は海側からだったですね。それを今度初めて都心の上空ルートを通るということで、今、試験を行っている。内陸空港で住宅の上を深夜飛ばすというのは成田しかないというのを強調して、このコンターの拡大、防止特別地区の拡大は私は認められないと表明して、終わります。

会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 私から申し上げるまでもないのですが、第1号議案から第7号議案という審議は、先ほど説明があったように、基本方針を定め、それをこの都計審で受けて決定するというプロセスであります。200回の説明会が数として多いかどうかというのは別にしまして、それだけのことはやっておられて、その結果、そこにいるいろいろな意見はあったでしょうけれども、今回出てきている意見は非常に少ない数であるということ、そして決定のプロセスに関わる意見も非常に少ない。こういうことから判断して、一定程度のご理解は得られていると一般的には見られるわけです。ですから、これだけの事柄、特に首都圏、あるいは日本のこれからの航空政策全般に大きく関わるいわば苦渋の選択を地域としていただいているわけですが、それに関して住民の方々は非常に大きな影響を受けるわけですが、それでも今回のこの段階においては非常に数少ない方のご意見しか出ていないということは、

これはこれとしてまた重く受け止めておくべきだと思います。

ほかにご意見がないようでしたら、採決いたします。

第1号議案から第7号議案、七つの議案ですが、これらの議案について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

第8号議案

会 長 次に、

第8号議案 袖ヶ浦都市計画区域区分の変更について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案「袖ヶ浦都市計画区域区分の変更について」を説明いたします。

ご審議いただきますのは、袖ヶ浦市坂戸市場地区において、良好な住宅地の形成と既存運動場の維持保全を図るため、区域区分を変更するものです。

今回の変更では、計画書の表記の変更はございませんので、議案書4ページの位置図より説明いたします。

議案書4ページ、またはスクリーンの位置図をご覧ください。

今回変更する地区は、JR内房線袖ヶ浦駅の南西約1kmの徒歩圏にあり、また袖ヶ浦バスターミナルから約800mに位置する交通利便性の高い地区となっております。

都市計画区域マスタープランでは、「市街化が進行する地域の住宅地においては、景観計画や地区計画等の積極的な活用により良好な居住環境の形成を図るとともに、開発許可制度の適切な運用により、良好な住宅立地への誘導を図ること」としております。

今回、地区計画の決定に合わせて開発行為を実施することで良好な市街地環境の整備・保全を図ることが確実になったことから、隣接する総合運動場等と合わせて区域区分を変更し、市街化区域に編入しようとするものです。

議案書の5ページ、またはスクリーンの計画図をご覧ください。

赤色の線で囲まれた部分が、今回、市街化区域に編入する区域となります。茶色の線は現在の市街化区域と市街化調整区域の境界線であり、この線の東側が現在の市街化区域となります。

編入する区域の現況は、市街化区域に囲まれた農地や総合運動場及び既存宅地となっております。

総合運動場に隣接する農地において、地権者の合意形成が図られ、住宅系の開発行為により良好な市街地の形成を図ることが確実になったことから、総合運動場と合わせた約12haについて市街化区域に編入するものです。

なお、本開発エリアは浮戸川に隣接しており、市のハザードマップにおいて最大で

50cm 浸水するおそれがあるとされていますが、今回、開発行為により土地を 50cm 以上嵩上げすることにより、対策を図った上で、区画道路や公園を配置し、戸建住宅を中心とした宅地を整備することで良好な市街地の形成を図ることとしております。

また、今回の区域区分の変更に伴い、袖ヶ浦市において用途地域、準防火地域、高度地区、生産緑地の変更及び地区計画の決定も同時に行われる予定です。

以上が説明となります。

最後に、本議案について、11月8日から22日までの2週間、案の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で第8号議案の説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　　ただいまの第8号議案ですが、何かご意見、ご質問等がございますか。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

会 長 　　特段ご意見はないということですので、採決に移らせていただきます。
第8号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

会 長 　　全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第8号議案を原案どおり可決することに決定します。

第9号議案

会 長 　　次に、

第9号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業
廃棄物処理施設）の敷地の位置（市川市）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（市川市） 第9号議案について説明いたします。

議案書見出しの9番をお開きください。

最初のページは付議書となっております。

本日付議する案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件です。産業廃棄物処理施設の計画に係るものです。

次の1ページをご覧ください。処理施設の敷地の位置についてです。

施設の設置者は、曙建設株式会社 代表取締役 蕪木啓助です。

敷地の位置は市川市上妙典で、敷地面積は 1,626.28 m²です。敷地は工業地域に位置しています。

2ページをご覧ください。計画概要です。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

施設の処理能力は、破碎施設が1基で、がれき類が1日当たり317.3トンの施設です。

建築物は新築で、1棟を建築します。

申請理由としては、本施設は、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場の整備に伴い、当該用地内の既存破碎施設を本計画地に移転し、がれき類の破碎を行うことにより、がれき類の処理能力が一日あたり 100 トンを超えることから、許可が必要となるものです。

3 ページをご覧ください。「位置図」により説明いたします。

計画地は、赤で示した場所で、京葉線二俣新町駅から南西に約 1.3km の位置にあり、用途地域は工業地域になります。

4 ページをご覧ください。「計画図」により説明いたします。

計画地は、新設する幅員 6 m の開発道路（市所有）に接することになります。

主な搬出入経路は、国道 357 号（湾岸道路）を利用し、市道から開発道路を經由して申請地に至る経路となります。

5 ページをご覧ください。「施設の概要」及び「審査指標」です。

計画地の近傍には、既決定の都市施設である都市計画道路 1・2・1 号、1・2・2 号、3・1・2 号、3・1・3 号、3・2・7 号、市川市第一清掃工場がありますが、影響を及ぼす位置ではありません。

また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

計画地の周辺には、許可基準である 100m 以内の範囲に、学校、病院等環境に配慮を要する施設はありません。

計画地は、新設する幅員 6 m の開発道路（市所有）に接することになります。

搬出入車両は、1 日あたり最大 146 台（往復）と予想しており、発生交通量については、主な搬出入経路である国道、市道に対して交通渋滞など影響がなく、支障がないと考えております。

次に、6 ページの「配置図」です。

赤枠の引出線の施設が、今回の新設する施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

開発道路を経て搬入した がれき類は、処理前の保管場を経て破碎施設に投入されます。

破碎施設にて破碎した がれき類は、処理後、保管場所に運ばれ、製品として保管されます。その後、がれき類は製品として売却されます。

施設内には緑地を 15% 設けております。

なお、施設内での機械の稼働時間は 8 時から 17 時となります。

敷地内の排水について説明いたします。

計画地内の排水については、破碎処理に伴う処理水は生じません。

雨水については、北側の市所有地の既設管へ排出する計画となっております。

なお、汚水については、浄化槽で処理した後、北側の市所有地の既設管へ排出する計画となっております。

続きまして、7 ページの「環境関係法令等との適合状況について」をご覧ください。

環境対策について申し上げます。

計画では、がれき類を破碎機などにより処理する内容です。

生活環境影響調査項目としては、破碎機などの稼働による大気汚染（粉じん）、騒音などを選定しております。

大気汚染（粉じん）に関しては、計画地の周囲を塀で囲い、散水を実施し、粉じん発生

を防止するための対策を講じることで適合しております。

騒音に関しては、施設を稼働する時間帯である規制値、昼間 70dB に対して予測値の最大値が 68dB となっており、基準値に適合しております。

振動に関しては、施設を稼働する時間帯である規制値、昼間 65dB に対して予測値の最大値が 62dB となっており、基準値に適合しております。

また、事業者は、県廃棄物指導課及び市生活環境保全課との事前協議が終了しており、この中で、生活環境影響調査報告書の内容の審査を行い、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

スクリーンの資料をご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。

敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しており、図上の紫色が運輸・倉庫施設の用途、青色が工業施設の用途、赤色が事務所の用途となります。計画地の周囲 100m以内に、学校や病院など環境に配慮を要する施設はありません。

申請者が近隣の事業者等へ事業内容を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 ただいまの第 9 号議案について、何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

会 長 ございませんようでしたら、本件について採決に移ります。

第 9 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 9 号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了です。

事務局は何かほかにありますか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 それでは、この後の進行は司会のほうでよろしく願いいたします。

8 . 閉 会

司 会 それでは、これで第 191 回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上